

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成25年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成25年2月4日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

区のおしらせ「せたがや」編集業務委託（単価契約）

#### (2) 業務内容

区の広報紙区のおしらせ「せたがや」に関する以下の業務

- ① 平成25年7月1日号～平成26年4月1日号（定期号）及び  
平成25年7月1日～平成26年4月1日に発行する特集号の編集業務  
（取材・撮影・原稿作成・校正・割付及び編集会議等への出席）

- ② ホームページ用データ作成

#### (3) 履行期間

平成25年4月上旬から平成26年3月末

履行に不備が無く、受託事業者が法令に反する事項など継続して業務を委託し  
難い状況が無い限り、平成26年度から平成27年度も引き続いて業務の委託  
を予定する。

### 2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる資格を満たしている法人であること。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより、競争入札参加資格者名簿に  
登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167  
条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。  
また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企画概要・編集コンセプト
- (2) 編集作業の体制（ディレクター、デザイナー、ライター、カメラマン、校正員等）
- (3) 取材・撮影のコンセプト・体制
- (4) 区民のひろば編集作業の体制
- (5) 突発的事態等に対する体制

- (6) ホームページ用データ作成の体制
- (7) 紙面の制作工程
- (8) 個人情報等の管理体制
- (9) デザイン・編集等技術能力
- (10) 見積額の妥当性

## 5 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区政策経営部広報広聴課（世田谷区役所第1庁舎3階32番窓口）  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
電話 03-5432-2009 ファクシミリ 03-5432-3001

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 平成25年2月4日（月）～2月14日（木）午後5時

②場所及び方法 区のホームページから閲覧・ダウンロードとする。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/konnatoki/1009/1091/d00123961.html>

### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①受領期限 平成25年2月14日（木）午後5時（厳守）

②提出場所 「5（1）担当部課」のとおり

③提出方法 持参

### (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①受領期限 平成25年3月21日（木）午後5時（厳守）

②提出先 「5（1）担当部課」のとおり

③提出方法 持参

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有  
平成26年度、平成27年度の当該業務

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 「5（1）担当部課」に同じ。

(6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(8) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

(11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。